

海岸漂着物対策専門家会議（第14回）

平成30年11月7日

海岸漂着物対策専門家会議（第14回）

平成30年11月7日（水）13:30～14:59

TKP新橋カンファレンスセンター ホール3A（3階）

議 事 次 第

【議 題】

1. 海洋ごみをめぐる最近の動向について
2. 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案について
3. その他

【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家会議委員名簿
 - 資料2-1 農林水産省説明資料①
 - 資料2-2 農林水産省説明資料②
 - 資料3-1 環境省説明資料①
 - 資料3-2 環境省説明資料②
 - 資料4-1 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案（骨子）
 - 資料4-2 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案
 - 資料4-3 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案（新旧対照表）
-
- 参考資料1 海岸漂着物対策専門家会議設置要綱
 - 参考資料2 海岸漂着物対策専門家会議（第13回）会議録

午後1時30分 開会

○矢野海洋環境室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、第14回海岸漂着物対策専門家会議を始めさせていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず冒頭、出席委員の確認をさせていただきます。

本日、9名の委員にご出席いただいております。公益財団法人日本離島センター専務理事の小島愛之助委員、特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事、事務局長の竹村委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元にごございます順番に、議事次第、テーブル席の方につきましては出席者一覧と配席図、それから、資料1、海岸漂着物対策専門家会議委員名簿、資料2-1、農林水産省説明資料①、資料2-2、農林水産省説明資料②、資料3-1、環境省説明資料①、資料3-2、環境省説明資料②、資料4-1、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案（骨子）、資料4-2、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案、資料4-3、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針改定案（新旧対照表）。以上となります。

また、参考資料1、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱、参考資料2、海岸漂着物対策専門家会議（第13回）議事録をつけさせていただきます。

落丁等、足りないもの等がありましたら、お知らせいただければと思います。

本日の会議は、海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づきまして、公開とさせていただきます。

マスコミによる冒頭撮りまでにつきましては、一応、これまでとさせていただきます。

それでは、これからの議事進行は兼廣座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○兼廣座長 それでは、よろしくお願いいたします。

ちょっと夏に風邪をひいて、まだ治り切っていないんですけど、声がお聞き苦しいかもしれないですが、ご容赦ください。

それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。

まず最初に、議題1の海洋ごみをめぐる最近の動向について、ご説明をお願いいたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まずは農林水産省から説明をお願いいたします。

○農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室 農林水産省食料産業局食品産業環境対策室の野島と申します。

資料 2-1、資料 2-2 に基づいて説明いたします。

今般の海洋プラスチックごみ問題に対応しまして、農林水産省におきましても、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源の循環を促進するための取組を開始したところでございます。

資料 2-1 でございます。

ご承知のとおり、プラスチックは軽量で破損しにくい、それから水分や酸素を通しにくいことから、食品を効果的に保護できる、こういった特徴があるということで、農林水産業あるいは食品産業において食品の容器包装等、消費者に極めて身近な多くのプラスチック製品を利活用しているということでございます。このため、今般の海洋プラスチックごみ問題につきましても、業界、企業も高い関心を持っており、この問題に、積極的に対応していくことが必要であると考えておるところでございます。

これまでも容器包装リサイクル制度、廃棄物処理制度はもとより、業界におきまして 3R などに自主的に取り組んできたということでございまして、例えばペットボトルのリサイクル率は、我が国は 85%程度となっております。欧州が 40%、米国 20%ということからも比べると、リサイクルは進んでいるということでございますが、海にプラスチックが出ないように適正に処理を行う、それからプラスチックを資源として循環させていく、こういった取組を、今後もこれまで以上に進めていく必要があると考えております。

このため、今般、各企業・業界団体の自主的取組を促進する、こういった取組を開始したところでございます。

具体的には、環境省、あるいは経産省とも連携しながら、業界等の取組の方向性を多方面から検討する有識者懇談会を開催しながら、食品産業等の各企業・業界団体の自主的取組を募集し、応募のあった取組については、農林水産省のホームページ等を活用しながら、内外に広く発信することによって、こうした取組をさらに進めていきたいというふうに考えております。

各企業・業界団体に対する取組としましては、2 ページ目でございますが、大きく四つ、3R、それから研究開発、国民理解の増進、そして国際協力、こういった取組を進めていただきたいというふうに考えております。

既に、10 月 29 日に第 1 回有識者懇談会を開催した翌日 30 日に、「プラスチック資源循環

アクション宣言」という名称により募集を開始したところでございます。資料 2-2 でございます。

これを今募集しているところでございまして、まずは 11 月に出てきた宣言について、11 月下旬に、また第 2 回目の有識者懇談会を開催して、その場で紹介しますとともに、広く発信していくと。その後も、こういった企業・業界団体の自主的取組を広く進めていくということで、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○矢野海洋環境室室長補佐 ありがとうございます。

続いて、環境省から説明をさせていただきます。

○金子リサイクル推進室室長補佐 環境再生・資源循環局リサイクル推進室の金子と申します。よろしく申し上げます。

環境省からは、資料 3-1 と 3-2 に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料 3-1 でございますけれども、前回もちょっとご紹介をしましたが、プラスチック資源循環戦略の策定に向けて、中央環境審議会のほうで議論をしているところでございます。資料 3-1 は、10 月 19 日の小委員会（第 3 回）でお配りした、環境省が提示をしております素案ということになっております。

今、これを基本に議論を進めているところでございまして、次回（第 4 回）は 11 月 13 日ということで議論をしております。そこでまとまったら、パブリックコメントを経て、年度内に答申という形でまとめまして、その後、政府の戦略というものを、来年 6 月の G20 までに策定するというところでございます。

中身については、ご参考までにご覧いただければというふうに思っております。

あわせて、資料 3-2 でございますけれども、農水省さんの取組とも連携をしながら、「プラスチック・スマート」キャンペーンということ、10 月 19 日に立ち上げをしております。

これは国のほうで戦略をつくっていくという一方で、いろんな各主体の取組というのを後押し、応援をしていくということで始めております。個人、消費者におきましては、SNS 等で「#プラスチックスマート」というハッシュタグをつけて投稿をしていただくとかということや、あるいは自治体、NGO、企業さんのほうでは、いろんなプラスチックについての取組というのを登録いただいて、それを国内外に発信していくというものでございます。キーワードはプラスチックと賢く付き合っていくということで、脱プラスチックということではなくて、不必要なものをできる限り使わないようにすると。それで、使ったものについては、ちゃんと回

収・リサイクルをしていく。あるいは、ポイ捨てをしないとか、ごみを拾うとか、そういった取組を、募集等をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○矢野海洋環境室室長補佐 説明は以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ただいま農水省と環境省のほうからご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、小島委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 これ、多分、単純な書き漏れだと思うんですけど、「プラスチック・スマート」キャンペーンの、この囲みのところの二つ目の丸で、「ポイ捨て撲滅を徹底した上で、ワンウェイ等の“プラスチックとの賢い付き合い方”」って、これはちょっと違うんじゃないでしょうか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 ちょっと書きぶりが不適切な部分があるかと。

○小島あずさ委員 そうですね。これは修正されたほうがいいと思います。

○金子リサイクル推進室室長補佐 使い捨てのプラスチックを極力使わないようにしていくとか、そういう。

○小島あずさ委員 多分、こういうものって、まとまっている資料なので、いろんなところに出されていくと思うので、その辺りの書きぶりは丁寧に吟味をしていただくようお願いします。

○金子リサイクル推進室室長補佐 はい、承知しました。

○小島あずさ委員 誤解されるので。

○金子リサイクル推進室室長補佐 はい。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。確かに表現の仕方は少しご注意いただいたほうがいいかもしれないですね。「プラスチックとの賢い付き合い方」というのが、ちょっと何となくわかりづらいというか、利用しようという意味なんでしょうか。それとも、優しい付き合い方をしていくというような意味合いのほうが強いのでしょうか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 それはある意味両方でございますして、結局、不必要なものを無駄に使い過ぎている部分を極力少なくしていくということと、あとは、どうしてもゼロにはできなくて、不可欠な部分がございますので、そこについてはちゃんと、海に行かないよう

にちゃんと回収して処理をしていくということを徹底していくと、そういう趣旨でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

もう一点、「プラスチック・スマート」キャンペーンというのは、もう既に始まってはいるわけですか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 はい。10月19日に立ち上げをいたしまして、ホームページも同じ日に立ち上げをしております。取組の募集も随時、今やっておりますので。

○兼廣座長 これは取組かなと思うんですが、どういう基準とか、どういう判断で、こういう「プラスチック・スマート」キャンペーンを進めていかれるのでしょうか。こういうマークの認定とかですね。

○金子リサイクル推進室室長補佐 それは、基本的には、各出していただいたものを、あまり吟味というか、もちろんプラスチックに関係ないことは登録できないんですけども、プラスチックに関して、その趣旨に、先ほど言いました、極力使わないとか、使ったものをちゃんと回収・リサイクルしますとか、ごみ拾いをしますとか、そういったことであれば、基本的には登録をしていくということでございます。

○兼廣座長 どこで判断するのでしょうか、そういう。

○金子リサイクル推進室室長補佐 我々、環境省のほうで。

○兼廣座長 認定を与えたりするときに。

○金子リサイクル推進室室長補佐 認定は、特に認定という行為はございませんで、出していただいたものをそのまま事務的に中身を見て、ホームページのほうに上げたりしていくということでございます。

○兼廣座長 いかがでしょうか。ほかにご意見等。

それでは、次に進めていただければと思うんですが、議題2になります。「プラスチック・スマート」キャンペーンが終われば、議題2でよろしいんですか。

そうしましたら、議題2の海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の改定案について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○中里海洋環境室長 環境省海洋環境室長の中里でございます。私から、ご説明をさせていただきます。

見ていただく資料は、大部になるんですけど、資料4-2をご覧くださいと思います。こちらの資料は、基本方針の改定案ということで作成してございます。本年6月に海外漂着物処理推進法が改正されまして、その改正内容でございますとか、この改正法は議員立法でござい

ますが、国会では全会一致で可決いたしました。そのときに出されました附帯決議でございますとか、前回の専門家会議での皆様のご意見等を踏まえまして、まとめさせていただいたものでございます。

また、事前に委員の皆様へ配付させていただきましたが、その後、調整がございまして、若干の字句の変更がございますので、その点、ご容赦いただければと思います。

資料4-2でございますけれども、かなり長文になってございます。

全体的な構成を申し上げますと、最初、第1といたしまして、海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向がございます。この中には、海岸漂着物等をどう処理するのか、発生抑制をどう行っていくのか、連携をどう図っていくのかとか、そういった海岸漂着物対策の基本的な方向性が記されてございます。

18 ページからは、次の第2になります。下のほうにございますけれども、地域計画の作成に関する基本的事項がございます。これは、この基本方針を基に、各都道府県で地域計画をつくっていただきます。その地域計画の作成に当たっての考え方等について、ここで記してございます。

次に、22 ページですけれども、第3として、海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項がございます。先ほど地域計画を都道府県が作成されるときに、協議会を開いて、そこで議論をしていただくということで、その協議会の内容について、ここで書いてございます。

24 ページには、第4に、海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項がございまして、その他の諸々の事項について記載してございます。

こういった構成でございますので、最初の、第1の海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向を中心に、特に改定内容を中心に、ご説明をさせていただきたいと思います。

1 ページに戻っていただきまして、1 ページ目の後段でございますけれども、「海岸漂着物処理推進法に基づき」というところがございます。その上は従来と変わりございません。従来の基本方針では法律制定の経緯が書いてございましたけれども、今回は法律改正になりましたので、それに当たっての経緯を記してございます。

その下のパラでございますけれども、「しかしながら」のところでございますが、法律が施行後、約10年経過いたしましたけれども、まだ多くの海岸漂着物が漂着しているということでございます。また、沿岸において、漂流または海底にあるごみが船舶の航行の障害や漁業操業の支障になっており、海洋環境に深刻な影響を及ぼしているという背景がございまして。

また、「さらに近年」から始まるところでございますけれども、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与える影響等について、国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっているということでございます。

その次のパラでございまして、国連で SDGs などでも決定されまして、そのほか G7、G20 でも、この海洋ごみについて取り上げられています。

こういった状況を受けて、今回、法改正に至ったというものでございます。

その次に、2 の海岸漂着物対策の基本的方向性でございまして、この中では、新たに追加した部分としては、下から 2 パラ目ですか、「また」から始まる部分でございまして、この中ほどに「海岸漂着物等の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法等の施策と相まって海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要である」とあります。ここでは流域圏という概念、また、循環型社会形成推進基本法等の施策といった二つの概念をここで紹介してございます。

続きまして、2 ページから 3 ページにかけて、特に 3 ページに丸が三つございまして、対策の三つの柱となっております。この柱につきましても、今般の様々な状況の変化を踏まえて、文言を追加してございます。

その下でございまして、「また」から始まる部分です。ここではマイクロプラスチックについて記してございます。これは、マイクロプラスチックにつきましても、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること、微細であるため回収・処分が困難であること、プラスチック資源循環を徹底し、国民的機運を醸成し、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、海岸漂着物等であるプラスチック類をマイクロプラスチックとなる前に処理すること、廃プラスチック類の排出の抑制、経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、分別回収・リサイクルの促進等による廃プラスチック類の減量、廃プラスチック類の適正な処理を図ることが必要であることなどが書かれてございまして、その後、「しかしながら」から始まるところでございまして、マイクロプラスチックについては、分布の実態、生態系や人の健康への影響等科学的に未解明の部分が多いことから、最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、海域における発生抑制のための施策のあり方を速やかに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる必要があるとしています。

マイクロプラスチックについては非常に問題になってございまして、まだ科学的に未解

明な部分も多いことからそういったところを、今後、新たに入手される科学的知見や国際的な動向を踏まえて、新たな措置を検討していかなければならないという趣旨でございます。

続きまして、4 ページでございますけれども、4 ページの一番下のほうに、都道府県知事による協力の求めというのがございます。海洋ごみにつきましては、必ずしも回収している都道府県が出したものでないものも多くございまして、他県から来る場合もございます。そういった場合に、ごみの発生源である都道府県に、海洋ごみ対策の協力を要請できることになっておりますけれども、5 ページ目の 3 行目でございますが、「協力するよう」の前に、「積極的に」協力するようという言葉を追加してございます。

5 ページ目の中ほどでございますけれども、④の漂流ごみ等の円滑な処理の推進という項目がございます。漂流ごみ等につきましては、今般の法律の改正を受けまして、漂着ごみだけではなくて、漂流ごみと海底ごみも法律の対象になったところでございます。これにつきまして、中ほどでございますけれども、「漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、処理の推進を図るよう努める」と書いてございます。

続きまして、7 ページの中ほどですけれども、①3R の推進による循環型社会の形成とございます。3R の推進による循環型社会の形成については、現行の基本方針にもございますけれども、今回、記述を追加してございます。3 パラ目になりますけれども、「特に海洋プラスチックごみ対策として」ということで、ここで、まず海洋プラスチックごみについての正しい理解、ポイ捨て・不法投棄の撲滅の徹底、不必要に使用・廃棄されるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等を進めるということ。また、バイオプラスチック利用の促進や、廃プラスチック類の適正処理の徹底などもここに書いてございます。その後、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について、陸域での回収を徹底するといったことも書いてございます。

その次に②でございますけれども、マイクロプラスチックの海域への排出の抑制となっております。

マイクロプラスチックにつきましては、今回の法律の改正でも大きな柱となっていると理解してございます。

8 ページの 2 パラ目でございますけれども、「マイクロプラスチック対策について」と書いてございます。洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけ、こういった我が国の産業界による取組が進められていると。こういった取組を一層推進することが不

可欠であると書いてございます。

その次のパラでは、「事業者は」とございますけども、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとございます。

その下の行でございますけども、サプライチェーン全体を通じて、ペレット等の飛散・流出防止の徹底を図ると。さらに、輸入されたマイクロビーズが含まれる洗い流しのスクラブ製品などの流通及び販売の抑制に努めると書かれてございます。

その二つ下の行でございますけども、それとあわせて、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めるということも記述してございます。

その下でございますけども、国の対応でございます。国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置及びマイクロプラスチックを含有する製品の流通の状況等について調査を実施し、その実態を把握すると書いてございます。

この点につきましては、前回の会議において、小島あずさ委員、兼廣座長からもご指摘を受けたところでございます。

マイクロプラスチックの実態につきまして、経産省のほうから、補足して説明をさせていただきたいと思っております。

○経済産業省商務・サービス G 生物科学産業課 経済産業省の生物多様性室の小出といたします。よろしく願いいたします。

前回、座長から、化粧品を洗い流す製品に含まれているスクラブなどのマイクロプラスチックビーズ、これの使用実態などについてのご下問があったと伺っております。

これについてなんですけども、現在、業界が自主的な取組で、使用の削減に努めているというところでございます。2015 年のエルマウ・サミット以降、業界としても、スクラブなどのマイクロプラスチックが国際的な課題として取り上げられていることは認識しておりまして、エルマウ・サミットの後、2016 年に、この削減についての通知を業界団体が自主的に出してあります。その結果、現時点で主要メーカー、大手 15 社ですけども、これについては、もう使用を中止したということで伺っております。

さて、この動き、マイクロプラスチックビーズですね、この削減の動きは、業界と協力して推進する観点から、方針の改定案に書いてあるんですけれども、知見の集積というのは非常に重要なことだと考えております。具体的に何が問題になるのか、それから、その対応策として

何が必要か、定義ですね、どのようなものが対象として考えられてきたのか、また、その代替は何なのかと。生態系の影響は何なのか。こういう知見というのは非常に重要なことと考えております。

当省としましても、このようなスクラブなどのマイクロプラスチックビーズの流出対策を進めるために、業界への依頼を含めて、積極的に進めていきたいと、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 では、続きを説明させていただきます。

続きまして、③の発生状況及び原因等に関する実態把握でございますけれども、この部分は、前回の会議におきまして、磯辺委員から、日本では調査が手薄であるというご指摘をいただいたところでございます。ここで、「このため」の部分でございますけれども、国や地方公共団体は、海岸漂着物等の性状、発生状況や原因、経年的な量の推移等を把握するため定期的に調査を行うということが書かれてございます。

9 ページの上の部分でございますけれども、マイクロプラスチックの実態把握について書いてございます。先ほど申し上げましたけれども、マイクロプラスチックにつきましては、未解明の部分が多いということで、国は、海域、河川や湖沼などの公共の水域における分布実態や、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進するということが書かれてございます。

このページの一番下ですけれども、ごみ等の適正な処理等の推進の部分でございます。「国は」から始まる、下から3行目でございますけれども、国は、海岸漂着物等の状況に応じ、各種の事業活動において用いられる資材の使用・廃棄等の実態を調査し、これらの資材の海洋環境中への排出の抑制に向けた方策を検討するというふうに書いてございます。

続きまして、11 ページでございます。

⑥のごみ等の水域等への流出又は飛散の防止という部分でございます。「このため」といったところからでございますけれども、前回の会議におきましても、小島愛之助委員、小島あずさ委員、田中委員からも、いろんなところに意図しないごみでございますとか、道路でございますとか、そういったところの管理はどうするのかという話がありました。「このため」といったところを書いてございますが、国民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならないと。このように記させていただいております。

また、下のほうですけれども、(3)の上の部分ですが、「さらに」から始まる部分で漁具等の海域で使用される資材については、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれらの資材の点検等、日頃からの流出防止対策に取り組む。国、地方公共団体及び事業者団体は、これらの事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努めると記述させていただいております。

続きまして、12 ページでございます。

①の一番上でございますけれども、関係者の連携強化のところ、行政、国民、民間団体、事業者、研究者、こういった方々の連携について書かせていただいております。

この中でも、「このため」から始まるところでございますけれども、国は、国民が問題意識を共有し、科学的なデータに基づく施策を行うことや、成功事例、様々な情報を共有する機会をつくって、対策を進めるための場を設置するといったことを書いてございます。

続きまして、13 ページでございます。

民間団体等との緊密な連携でございますけれども、「このため」のところから、国・地方公共団体の対応について書かせていただいております。国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携を確保することが必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、海岸漂着物等の処理や発生抑制の推進に寄与した民間団体や個人を表彰することにより望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとございます。

その下でございますけれども、その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努めると書いてございます。

続きまして、14 ページでございます。

一番上でございますけれども、③研究者間の連携強化とございます。何度か申し上げておりますけれども、海洋プラスチックごみも含めて、海ごみにつきましては未解明な部分も多いということでございます。「このため」から始まる部分でございますけれども、国は、研究の全体像や課題を研究者間で共有できる場を提供すると書いてございます。

その下の(4)でございますけれども、これは国際連携の部分でございます。海洋ごみの問題は、世界全体の喫緊の課題であるということで、海洋プラスチックごみの削減のためには、世界各国で 3R や廃棄物処理に関する能力の向上等を推進していくことが不可欠でありまして、我が国としては、こうした問題解決に向けて国際的な取組を牽引すると書いてございます。

その後、①では、世界規模で行われる海洋プラスチックごみの議論に積極的に貢献すること、

②では、特に排出量が多いとされる東アジア、東南アジアとの連携強化を図るといったことが書かれています。

15 ページでございますけども、③に途上国の発生抑制対策の支援とございまして、その中の3パラ目、「このため」からでございますけども、国は、国際協力に係る関係機関とも連携し、途上国に対し、廃棄物の収集から処理に至るまでの廃棄物処理・3R 推進のための能力構築や制度構築、質の高い環境インフラの導入、人材育成などの支援を行うこと等が書かれています。

その下の④でございますけども、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築について、3パラ目の「このため」からでございますが、国は、マイクロプラスチックについて、国際機関等とも連携して、モニタリング手法の国際調和・標準化を行うとともに、アジアの国々と協力し、我が国を含むアジア海域での汚染状況を把握する。また、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査研究、科学的知見の共有を推進する国際的な取組に積極的に貢献すると書いてございます。

16 ページでございますけども、アの環境教育及び消費者教育の推進の中の4行目でございますけども、「エシカル消費」という言葉を追加して、エシカル消費等の消費者教育の推進ということを書いてございます。

続きまして、17 ページでございます。

②、一番上のほうでございますけども、海岸漂着物対策活動推進員等の活用とございます。現在の制度でも、この海岸漂着物対策活動推進員というのはございますけども、残念ながら、まだ委嘱の実績がございません。環境省としましては、流域圏を中心とした川の上流域・下流域での取組をモデル事業として進めているところでございまして、そうした上流域・下流域での連携を強化する中で、海岸漂着物対策活動推進員の方々の活動の場をさらに見出して、そうしたところで活躍していただければと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。

事務局のほうから、かなり多面的な内容を、かなり詳しくご説明いただいたんですけども、ついていくのがやっとなので、いろんなマイクロプラスチックであるとか、回収・処理の問題とか、多面的な取組をご説明いただきました。法律の改正案を、主とした改正案が資料4-2に書かれていて、その骨子に相当するものが4-1でしょうか。

ここら辺の内容について、時間も少しありますので、委員の方々からご意見を出していただ

いて、理解を深めたいと思います。

小島委員、どうぞ。

○小島あずさ委員 質問です。8 ページのところ、マイクロプラスチックの抑制状況等について、経済産業省さんからご説明があったんですけども、前回の会議のときに、私から、工業用の研磨剤等にもプラスチックマイクロビーズが使用されているということを知り及んでいられるけれども、その使用や管理の実態把握について状況をお尋ねしたかと思います。議事録にも入っているかと思います。そのときは、まだこれからの把握だということでした。今回の、この基本方針の中に、洗い流しのスクラブ製品のことは具体的にたくさん出てくるんですけども、それ以外のものについての言及が一切ないんですね。実態把握がこれからということで、具体的な記述は難しいのかもしれませんが、書きぶりの中に、洗い流しのスクラブ製品だけではないというようなことがわかるようなことを加えていただかないと、今後、また新たな実態が把握できたときに、対応しづらいのではないかと思います。

それと、その後、実態の把握状況について進捗があるようでしたら、ご説明をお願いします。

○兼廣座長 いかがでしょうか。経産省の方から、もしご意見があれば。

○経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 ありがとうございます。経済産業省資源循環経済課の荒田と申します。

前回、ご質問をいただきました工業用マイクロビーズの実態についてですが、工業用途のマイクロプラスチックに関して調査をしているものというのがございまして、そちらは民間調査会社の推計値ですけども、こちらに関しては、プラスチックの微粉体の国内販売量が 2016 年で 19 万トンというデータがございまして。

ご指摘のとおり、こちらの基本方針の中で、どういう形で明記していくかとか、さらに、どういった実態の把握が必要なのかといったところは、もう少し整理する必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

○兼廣座長 ありがとうございます。

小島委員、よろしいですか。

○小島あずさ委員 はい。

○中里海洋環境室長 環境省から、今の記述のことで補足でございますけども、8 ページの部分でございますが、上のほうの 3 パラ目「このため」から始まる部分でございます。「事業者は」から始まりますけども、その下の「洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど」というのは、例示として書かせていただいておりますので、その下の

「通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制」という文言は、法律に書いている文言でございますけども、ここでは必ずしも洗い流しのスクラブ製品に限らず、こういったものについては該当するという理解でございます。

○兼廣座長 先ほど経産省の方から 19 万トンという、ちょっと聞き落としたんですが、これはどういう量でしょう。マイクロビーズの生産量でしょうか。

○経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 プラスチックの微粉体の国内の販売量になります。ですので、そういった意味では、ご趣旨、皆さんのご疑問に対する回答として完全に合致する数字かどうかというのは、少し精査が必要ですが、今、手元にある数字としては、こういったものがございます。

○兼廣座長 マイクロビーズのもとになるプラスチックの粉体ということでしょうか。

○経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 いろいろあるとは思いますが、大体、そのような考え方なのかと思っております。

○兼廣座長 すごい量が多いような気はしますけれど。

○経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 こちらについては、工業用途という形ですので、例えば今洗い流しのというふうにいるいろいろ言われているものがそのままということにはならないかとは思っており、いろいろな研磨剤等というふうにご指摘ございましたが、そういったものを含めて、微粉体に関しては、こういったデータがあるということでございます。こちらも推計値になります。

○兼廣座長 マイクロビーズについては、どのくらい生産されて、どのくらい環境に出ているんだろうというのを知りたくて、小島委員も、そういう意味があって、スクラブタイプのものが使われているんだろうというようなご質問もあったかと思うんですけどね。メラミン系のもものもありますよね、汚れ落としに使うものも。実際、どのくらい製品として利用されているんだろうというのは、私なんかも関心はあるんですけども。機会がありましたら、調べていただければと思います。

○経済産業省産業技術環境局資源循環経済課 そうですね。そこは、申し訳ありません、今のところはそのような数字は持ち合わせていないです。

○兼廣座長 はい。ほかにいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

7 ページの (2) の中について、ちょっとコメントさせていただきたいと思いますが、(2) のタイトルが海岸漂着物等の効果的な発生抑制ということで、その中の一つが、最初に①で 3R の推進による循環型社会の形成と、こういう内容になっているのですが、(2) の中身は、どちらかというと発生抑制や適正処理等が含まれていて、むしろ (2) のほうが循環型社会の形成の内容にふさわしいのではないかと思います。したがって、(2) のタイトルは、海岸漂着物等の効果的な発生抑制と適正処理の確保、あるいは適正処理の確保による循環型社会の形成ということで、それで、その中の①は 3R の推進でいいと思います。それで、循環型社会形成推進基本法の中に、循環型社会の定義がございますけれども、資源を循環的に利用することと、環境負荷を限りなく少なくする、適正処理というのが入っていますので、そのほうがいいと思います。

それから、中に使われている言葉に、「処理」と「処分」という言葉がいろんなところで使われていますけれども、「処理」は、収集運搬から中間処理、最終処分まで含めて言うような場合には「処理」という言葉を使って、①の上から 9 行目ですか、「廃棄物の適正な処分を確保」というのを「廃棄物の適正処理を確保」というように、「処分」をここでは「処理」に変えたほうがいい。ほかにも同じような言葉が混同されていると思いますので、精査して、「処理」は収集運搬から含まれている言葉として使う。

そういう目で見ますと、「処分」という言葉が 8 ページの真ん中辺にもありますけれども、ちょっと違和感があるのは、8 ページの③の発生の状況及び原因等に関する実態把握というのがあります。この中に、定期的な調査もありますけれども、結構、研究開発の部分に該当するようなものもあるので、ちょっと場所がここではないほうがいいのかと思います。後ろのほうに調査研究という、14 ページの一番上の研究者間の連携強化とか、15 ページの④の研究ネットワークの構築とか、⑤の学識経験者による国際的活動との連携、この辺に、場合によっては入れるか、分散して入れるか、検討していただいたほうが、循環型社会形成ということで (2) はまとめたほうがいいと思います。

とりあえず以上です。

○兼廣座長 ご指摘ありがとうございます。

用語については、適正な使い方をご検討いただければと思います。今、ご指摘ありましたように。

○中里海洋環境室長 ご指摘ありがとうございます。

法律の条文の構造と合わせて、検討をさせていただければと思います。

○兼廣座長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、三浦委員。

○三浦委員 今回のお示しいただいた基本的な方針（改定案）においては、海洋プラスチック問題は地球規模の問題であることから、国内における海岸漂着物対策の基本的な方針だけでなく、国際的な対策方針、さらには国民の意識の高揚やモラル向上についても盛り込まれており、非常に高く評価しております。

経済界としましては、経団連自主行動計画を策定し、これまでに自主的な取組を行ってきました。それに加え、現在経団連の会員企業・団体による、海洋プラスチック問題やプラスチック資源循環に資する取組事例集を取りまとめております。これは近々公表する予定でございますので、ご参考にしていただければと思います。

また、基本的な方針案について、修正いただきたい箇所がございます。経済界としては、海岸漂着物対策にできる限り協力したいと思いますが、それには事業活動との両立が図られるということが重要であると考えております。よって、3 ページの 11 行目からはじまる文章の中に、「…困難であることから事業活動との両立を図りつつ、プラスチック資源循環を徹底し」という言葉を入れていただければと思います。

次になが、質問が二つほどございます。

9 ページの下から 3 行目に、「国は、海岸漂着物等の状況に応じ、各種の事業活動において」、調査するとありますが、ここの「各種事業活動」というのは、具体的にどのようなことを想定しているのか御教示ください。また、「資材の使用・廃棄等の実態を調査し」とございますが、この方法や内容、及びどのような範囲で調査される予定なのかということをお教えいただければと思います。

もう一つの質問は、16 ページにある「ア 環境教育及び消費者教育の推進」についてです。その中で、「適切な情報発信を行うことが望ましい」とございます。これは非常に重要なことだと思いますが、情報発信をどのような内容・手段で行っていくかということ、具体的な案がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

最後にお願いがございます。22 ページの、一番下の行にある「第 3 1. 協議会の意義」の中で、「都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携して、相互に情報を共有し、十分な意思疎通を図りながら取組を進めていくことが重要である。」とございます。ぜひ、今般の改正の趣旨にのっとり、事業者もこの協議会に参加できるように図っていただければと思います。これは地域における活動でございますの

で、例えば、その地域の商工会等の事業者も参加できるように図っていただくようお願いします。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

今のご意見について、いかがでしょうか。

○中里海洋環境室長 9 ページでございますけども、「各種事業活動」というのは、必ずしもこれと断定するものではございませんけども、一つには漁業・養殖業みたいに、海で活動するような産業も一つとして考えられると思います。

16 ページの情報発信でございますけども、これは法律の附帯決議の中で、「製品への表示」という文言もあったことを踏まえたものでございます。消費者が製品の選択の際に、海洋環境に良いものを選択できるよう企業側から積極的に情報発信していただければと考えてございまして、製品のラベルやシールもあるでしょうし、ホームページなどへの掲載とか、そういったものもあろうかと思えます。いずれにしても、消費者の方々が製品等を選択する上で参考になるような情報を提供していただければというふうに考えてございます。

先ほどのご提案につきましては、事務局で検討をさせていただければと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。

最後にあった、事業者を入れたほうがというご意見は。

○中里海洋環境室長 その方向で検討させていただきたいと思えます。

○三浦委員 9 ページに、「資材の使用・廃棄等の実態を調査し」と記載があります。この調査方法について、具体的なお考えをご教示いただけますでしょうか。

○兼廣座長 これはお考えをご説明いただければと思いますが。

○中里海洋環境室長 水産庁からお願いできますか。

○水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室 ここを水産庁から説明するところなのかどうかあれですけども、ここの「国は」と書いていますけれども、「海岸漂着物等の状況に応じ」というのがあって、例えばここの海岸はこういうものが多い、ここの海岸はこういうものが多いという中で、それが事業系のものであれば、その事業で使われているものはどれぐらいあって、それがどういう使われ方をして、どう処分されているという実態を、ヒアリングなり、そういったことで調べて、どういう対策が打てるかということだと思います。

ですので、先ほど、各種の事業活動というと、例として漁業というご説明が環境省からありましたけども、そういう漂着しているものの実態に応じて、その由来している事業活動で使わ

れている資材の実態、あるいは処分の実態を調べるということだというふうに理解をしております。

○兼廣座長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、長野委員。

○長野委員 7ページに、3Rの推進ということで、循環型社会の形成ということで、ずっと言葉が並んでいて、これでこういう社会になれば、数量的に今現在がどうあって、将来どうなるのかって、数字的にですね。海洋プラスチックについても、後半、ずっとその表現があるんですけども、これはちょっと見ると、18ページの上段のほうに、そういう調査研究に努めるという表現はあるんですけども、これの数量的把握について、ちょっと勉強不足かもしれない、現在、どのような状況になっていて、もし、循環型社会という、ここに書いているようなものが、7ページに書いているようなものが完成すれば、完成というか、目的とするものができれば、どれぐらいになるのかということ、なかなか難しいんですけども、それを調査研究、推進するというのが、それに匹敵するのが18ページの上なんですけれども、もう少し具体的に書けないものかなというところなんですけれども。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 ご趣旨としては、例えばプラスチックについては、プラスチック循環利用協会さんのほうで、毎年、マテリアルフローというものを整理されておられて、生産から廃棄・処理の各段階で、どこからどういうものが出ていて、どう処理されているのかと、そういう実態を整理していただいているというデータはありますけれども、それも推計で記載されているような部分もありますので、そういう実態を、ヒアリングなのか、もっと精緻にやっていく方法があれば、そういったこともあると思いますし、そうですね、この書きぶりをどうするかというのは、よく精査はしたほうがいいと思いますけれども、いずれにしても、プラスチックについては、現状はそういう団体さんのデータがあるというのが実態でございます。

○長野委員 目標というものが無いのかということですね。

○金子リサイクル推進室室長補佐 何の目標でしょうか。

○長野委員 そういうフローで、そういうごみが出ているわけですね。それに対して、こういう社会をつくりましょうという表現になっているので、それについてはどういう目標になっているのか、数量的にどういう目標になっているのかという、そういうものは無いんでしょうか

と。

○金子リサイクル推進室室長補佐 今、それは並行でやっております。プラスチック資源循環戦略の議論の中で、リサイクルの目標やリユースのリデュースの目標というのを先ほどの資料3-1のほうで記載させておりますけども、その中で、今、ちょうど議論をしているところではございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

○長野委員 はい。

○兼廣座長 ありがとうございます。

基本的なこと確認なんですけど、これもお聞きしたことはあるんですが、マイクロプラスチックについては、回収・処理の手だてというのはあまり出てこないんですが、ほとんどないものでしょうか。通常のプラスチックごみですと、回収・処理というのはいろいろ検討されたり、実績もありますよね。でも、今、一番厄介なというか、新しいこういう環境汚染として、もう回収しようがない、ミクロなマイクロプラスチックの問題が世界中で取り扱いされていますので、回収・処理の可能性がないのであったら、もう使うべきではないことを検討していかないといけないのかもしれないですね。それは何か、情報とかお考えをお持ちでしょうか。

○中里海洋環境室長 先ほどの3ページ目でございますけども、この中で、マイクロプラスチックについてということで、どういうものかというのが書いてございます。「含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など」と、「海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること」、その次でございますけども、「微細であるためその回収・処分が困難である」というふうに書かせていただいております。このため、一度海中へ流出すると、実際はそれを回収するのは困難だろうということで、なるべく出ないようにするというのが今回の改正の考え方でございまして、その中には、3Rの推進によって、なるべくうまく使って、廃プラスチック類が出ないようにしようということと、先ほどのスクラブ製品などのように、使うとそのまま海中に出てしまうようなものにつきましては、使わないようにという方向で今回まとめてございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

表現としては、多分、やわらかくおっしゃったのかもしれないんですが、回収するのは不可能に近いというふうに私なんかは考えています。もうマイクロ化すれば。だから、やっぱりちょっと使用をよほどきちんと考えていかないと、単純な処理だけでは対応できなくなってくるのではないかなという気はいたします。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

これをいろんなところで、いろんな人に見ていただくので、専門用語の解説があったほうがいい。マイクロプラスチック、スクラブ製品、マイクロビーズ、ペレット等々、ちょっと違和感があるものは、わかりやすく解説する注があったら理解が深まるなという気がしますので、ご検討いただきたいと思います。

○兼廣座長 いかがでしょう。

○中里海洋環境室長 検討させていただきます。

○兼廣座長 ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。まだ時間のほうはかなりあるかと思います。

海底ごみについてはどこまで調査検討を進められているのか、今後進めていかれるのかというのを、ちょっと追加でというか、説明願えればと思うんですけども。

○中里海洋環境室長 5 ページでございますけども、海底ごみという言葉は出てこないんですけども、④のアの漂流ごみ等の円滑な処理の推進という部分でございまして、漂流ごみ等の「等」に、海底ごみを含んでいるということでございます。

今後、地域計画をつくっていただく中で、それも念頭に置いて作成いただけると期待しているところでございます。

○兼廣座長 いろいろまだ課題はたくさんあるかと思いますが、非常に難しい問題ですね。こういう海底ごみ問題というのは、広くて。どうぞ。

○中里海洋環境室長 補足でございますけども、海底ごみは日本周辺の非常に深いところにもありまして、どこまでをこの法律のスコープに入れるのかという議論が法改正の際にもございました。

そのときに、どこまでもというよりも、実際に住民の方々とか、船の航行や漁業などに支障があるもの、これについては対応していくという方向で考えてはどうかということで、法律の中では、漂流ごみ、海底ごみにつきましては、地域住民の生活又は経済活動に支障支障を及ぼすものの円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない都規定されているところでございます。

○兼廣座長 特に、漁具の堆積なんかは、海に生息する生物であるとか漁業資源に非常にアクティブな影響を与えるという。漁獲をするとかですね。いわゆるゴーストフィッシングとかの

大きな問題に、国際的になっておりますよね。そういう意味では、やっぱり大きな問題じゃないのかなという気はいたしますね。新しい、環境に優しい素材の検討もやられ始めたりはしているのかと思いますけれども、ぜひそういうことも考慮して検討を進めていただければというふうに思います。

○矢野海洋環境室室長補佐 海底ごみについて1点補足ですが、漂流ごみ等という文言は法律上定義されておりまして、我が国の沿岸地域において漂流し、又はそのその海底に存するごみ等をいうとされてございます。今回の基本方針の改定案においても、1 ページの後段のところ、海底ごみを含めたものとして漂流ごみ等として定義させていただいております。

また、海底ごみをどのように処理していくかということについては、海底ごみの難しさというところはございますけれども、座長のご指摘も踏まえて、これから何ができるかというのは検討させていただきたいと思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。もう少し時間はありますが。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題3でよろしいでしょうか。

○矢野海洋環境室室長補佐 本日の議題は議題2を中心にご議論をいただきたいということで、お願いをさせていただきました。本日、事務局からの説明は非常に大部な資料でして、全体に目を通されて、これからご意見等が出てくるところもあろうかと思いますので、本日ご発言がなかったところについても、ご意見等がありましたら、また事務局のほうにメール等でもご連絡をいただければ、次の修正に向けて作業させていただきたいと思っております。改めて委員の皆様にご連絡をさせていただいて、ご意見をいただく機会をいただければと思っております。

○兼廣座長 ありがとうございます。

一応一とおりのご意見、ご質問等は出たと思うんですが、まだ時間的にはありますので、もう少し理解を深めるためのご意見等を出していただければというふうに思います。基本的なものでも結構ですし。はい、磯辺委員。

○磯辺委員 プラスチックスマートキャンペーンというものに対してご質問させてください。非常に期待しているキャンペーンなんですが、この基本的な概念というかコンセプトというのは、スマートということは、ここにも赤文字で、さっき小島さんのほうからもご質問があったように、プラスチックとの賢い付き合い方というお考えということは、例えばここで言うところのワンウェイのプラスチックの使用削減、これはもう賢くないですね。使わないということですから。そういう考え方は含まれていないんですか。でも、後ろを見ると、何かそういうこ

とも割と推奨されているような、例としてはですね。そういうことで、賢いという話は少しギャップがあるなと思ったんですが。概念というか、お考えを聞かせてください。

○金子リサイクル推進室室長補佐 ワンウェイという表現をしていますけども、1回使っただけで捨てるような、そういうものについては使用を削減していくと。もちろん必要なものは必要であると思いますし、あらゆるものをとというわけではないんですけども、過剰にもらい過ぎていて分というか、そういうものについては、できる限り減らしていくということは、賢く付き合うという中には一応包含されていると思います。

○磯辺委員 この基本法の中の「技術的・経済的に回避可能な」というところと整合しているということですかね。

○金子リサイクル推進室室長補佐 そうです。はい。

○兼廣座長 最近、問題になっていて、レジ袋の使用禁止とか有料化が国内でも外国でも動いていますよね。それについては、今のようなお考えの中で、スマートな考え方なのか、賢い付き合い方なのか、微妙なところがあると思うんですね。使わないだけでいいのかどうかという問題とか、どういうふうにお考えでしょうか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 レジ袋につきましては、ほかの容器包装系のプラスチックと比べて、商品と一体化していないというか、レジ袋を、商品を買うときに、それをもらうかもらわないかを消費者が選べるというものでして、そういうものは、必要以上にもらうのを避けるということを促進していくということは大事だと思います。

その一つの策としては、レジ袋有料化というのが一つのアプローチとしてはあるのかなというふうに考えておまして、資料3-1の、今、環境省が提示をしておりますプラスチック資源循環戦略素案の中にもレジ袋有料化をやるということは記載をしておりますので、そういった方向性なのかなというふうに思っております。

○磯辺委員 もう一つお伺いしたいんですけども、プラスチックスマートキャンペーンというのは国内外に発信していくということが明記されてございますけれども、確かに、おっしゃるように、使い捨てプラスチック等、投棄プラスチックの量というのは、我が国は年間10万トンぐらいだとしても、国外のほうが圧倒的に多い。特に東南アジアだとかですね。中国もそうなんですけど、圧倒的に多い。

そういう国に対して、プラスチックスマートを日本が呼びかけていくというのは、そういう考えもあるわけですか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 プラスチックスマートという言い方、その立てつけでいく

のかというのはあるんですけど、もちろん、その呼びかけをしていくことというのはあると思いますし、あるいは日本のいろんなあらゆるメーカーさん等の代替技術、イノベーションというのはこれまでも取り組んできておられると思いますし、これからもいろんな取組が出てくると思います。

そういったものを海外のほうに展開していくということで、我々の産業にとってもいいことだと思いますので、そういう形で日本の技術というものも一緒に広めていきたいというふうに思っております。

○磯辺委員 ということは、プラスチックワンウェイを削減していくという考え方を我が国が率先してほかの国に理解を求めていくという、そういうリーダーシップを持ってということですか。

○金子リサイクル推進室室長補佐 そうですね。世界的にも、EU を初め、使い捨てプラスチックによる規制というのは、今は検討されていると思いますけども、そこは我々も同じ方向性で、不必要なものをいろいろ減らしていくということは、我々のスタンスとしても、海外に展開をしていくということだと思います。

○磯辺委員 リーダーシップを持ってというのは非常に心強い言葉だと思います。頑張ってください。ありがとうございました。

○兼廣座長 ほかにいかがでしょう。はい、長野委員。

○長野委員 もう議論されていると思うんですけども、漂流ごみ等という定義が出てきて、先ほど範囲という、この法律でいろいろ対応する範囲というのが出てきたんですけども、大体、海底が出てきて漂流が出てきてとなると、どの範囲をいろいろ持っていることについて対象としているのか。200 海里の中でも、あるいは水深では何メートルぐらいとか、その辺り、ちょっと議論されていたら教えていただきたいと思います。

○中里海洋環境室長 明確に何マイルまでとか何メートルまでというのはないんですけども、国会でのご議論の中で、地域住民の生活や経済活動で困るものとするべきではないかという話がありました。

したがって、通常、船がよく通るところでございますとか、あるいは漁船の操業が通常よくなされる場所などであると我々は理解しているところがございます。

○長野委員 法律の名前からして、漂着するものだけが対象だというような、そういう限定的には捉えていないということではないですか。

○中里海洋環境室長 今回の法改正で、法律の題名に「海洋環境の保全」という文言が入りま

して、今までの海岸から対象が広がっているという状況がございます。

○兼廣座長 田中委員、どうぞ。

○田中委員 すみません。ちょっと研究とか調査とかというところで、14 ページの上のほうに、生態系や人の健康への影響など、科学的に未解明の部分が多いということで、こういう知見を集積するというのは非常に大事だと思います。

ですけれども、自ら研究して成果を出すというのは極めて難しい問題かなと思います。海が広大で、入っているマイクロプラスチックというのは非常に少量で、そう 1 年、2 年で変化は見られないというような中で調査研究するには、相当の戦略、計画が必要かなと思いますので、慎重に、コストパフォーマンスも含めて考えなくちゃならない分野かなと思います。

もう一つは、日本から海洋に流出しているプラスチックは 6 万トンという数字がずっとひとり歩きしているのですが、ちょっと感覚的には多過ぎると。そんなにプラスチックごみが海洋に出ているかなと疑問に思います。いろんな国のそういう数字を比較して、同じような調査方法で推定しているのかどうか。そういう推定の方法も統一化して比較できるような根拠が必要だなと思います。

資料によると、海岸から 50 キロ内に居住している人々によって、不適正処理をされているプラスチックごみ推計量から算定している。非常に乱暴な仮定のもとに計算しているので、そういうのが、日本は加害者だ、というような世界的には論調になっていくのを危惧するのです。先ほどの農林省の説明でも、ペットボトルのリサイクル率が 8 割以上だというような実績と、実際の真の値を積極的に発信して、日本の対応が進んでいることをほかの国にも学んでもらうと、こういうスタンスが大事かなと思う。廃棄物分野で排出されたごみを速やかに回収して処理しているので、海に流入しているものは、統計上はないのが現実です。もっと正確な数字を早く出して誤解されないようにしてもらいたい。それからごみが海に入っていない色々な工夫をしているので、開発途上国の一部の国は海に、あるいは川に投棄をしている実態と大幅な違いがあるということを明らかにして、その分野の国際協力を進めるということが、できることの一つかなと思っていますので、正しい情報を発信する努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○兼廣座長 ありがとうございます。ご意見は。

○福井海洋環境室室長補佐 ありがとうございます。ご指摘いただいた点、全てごもっともだと思っておりまして、まず 1 点目、生体への影響等を含めて戦略的に実施していく必要があるということで、研究者の皆様、これまでも多大なるご尽力をいただいで研究を進めていただい

ておりますけれども、こちらにつきまして、国といたしまして、環境省が所管しております競争的資金におきまして、今年度から戦略課題といたしまして、環境研究総合推進費において、生態影響も含めた、また後段でご指摘いただいたような実態把握についての研究を進めているところがございますので、先生方のお力をいただきながら、実態把握についての調査を進めていきたいと考えております。

また後段ご指摘いただいた点につきましては、国際的によく広まっております一つの研究結果の推計のご指摘かと思えます。こちらにつきましては、先生からもご指摘いただいたとおり、ある種の仮定を置いた上での推計ということになっております。

ただし、現状では、ご指摘いただいたような研究成果でしか世界全体の量を把握できるものがございませんので、これについて、今回の基本方針にも書いておりますとおり、世界的に真なる値といいますか、絶対の実態把握を進めていくと。これについては日本だけでできることではございませんので、各国と連携をして実態把握を進めていくということを行いたいと思っております。

日本につきましては、ご指摘いただいたとおり、3R の取組が進んでいるということは自負を持っておりますし、今回、法改正の中でも、近隣国だけではなくて国際協力が重要であるということは自負を持っておりますし、今回、法改正の中でも近隣国だけではなくて国際協力が重要であるということが一つの大きな改正の点でございますので、この点の国際協力について、来年 G20 を日本が議長国を務めるということもございまして、積極的に進めていきたいということで、この改正の内容でも国際協力の点、手厚く盛り込ませていただいたところがございます。ご指摘を踏まえて、取組を進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○磯辺委員 田中先生のご質問に関連することだと思うんですけども、先生がおっしゃったのは多分ジャンベックの解析があって、あれは投棄ごみが、日本は年間で 14 万トンぐらいで世界の 31 位か 32 位ぐらいの量で、その 15% から 40% ぐらいが海に出るという算定をしているものなんですね。

大体、日本に捨ててあるプラスチックごみの量が 900 万トンで、10 万トンそこそこというのは、要は 1% か 2% ぐらいが海に捨てられているという話ですから、99% は適正に処理しても、残りの 1% はどうしても捨てられて、そういうものは出てくると。

ということは、私は、数字としては、これはあり得る数字だと思うんですね。だからそれをゼロにするのは、ほぼ不可能に近いんじゃないかというのが私の考えです。

○兼廣座長 ご意見があれば。

○田中委員 いや、自治体が日本中の家庭ごみを、収集でほぼ 100%回収して、リサイクル施設か、あるいは焼却施設に持っていっていると、こういう実態から言えば、1%というような数字もちょっと信じられないというのが私の直感ですね。

○磯辺委員 論文に出た話を否定するには論文で否定するしかないと思うんですね。ということは、我が国なら、中国の研究者も同じようなことを言っているんですが、彼は非常に多いと言われているので同じようなことを言っているんですけども、日本の研究者が、じゃあ本当のところはどうなんだというのを、特に廃棄物の専門家がこれは責任を持って出すべき数字だと思う。それで、しかるべきルートがあれば、そこを断つことによって、さらにごみの投棄量は減っていくという、効果的・効率的な施策が私どもはできるという。非常に重要なことだと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。

ごみの量はもう何十年も調べられていますけど、実際の量を正確に把握するというのはかなり難しいところがありますね。ただ、継続的に 10 年も 20 年もやっていけば、その変化量はわかりますので、そちらのほうがむしろ正確な情報を与えてくれるかもしれない。取組の効果であるとか実量も含めて、同じ場所でモニタリングをやっているという。環境省ではそういう取組もやっていますので、日本全土にわたっての数量は確かに難しい部分ではありますが、局所的にというか、傾向としては把握されている部分というのも、ある程度信用できる場所はあるのかなというふうに思いますね。

○田中委員 日本では排出量という言葉を使っているんですね。一方で、発生量という言葉も海外では使っています。発生量というのは誰もわからないと。排出量というのは、収集して処理施設に運んでいって処理した量を、排出量と言っています。

したがって、誰かが捨てたもの、不法投棄したもの、それらを合計したものがどれだけというのは誰もわからないということです。

だから、海岸なんかで海岸ごみを回収しているものは発生量の中に入りますけども、そんなものも入れて発生量を出すというような調査もあり得ると思いますね。海に流入しているプラスチックごみは、6 万トン先生のおっしゃる 14 万トンというのがちょっと違和感がある。

○兼廣座長 マリンブルーのデータですかね。環境省のつくっているやつ。

○中里海洋環境室長 ジャンベック氏の論文によりますと、プラスチックごみの発生量には幅がございまして、日本は、年間2万トンから6万トンという推計になってございます。世界的な順位は、東アジア・東南アジアが上位を占めてございまして、日本は30位と形になってございます。

そういう意味では、決して、世界的にとっても多いという量ではございませんけども、日本はかなり食品容器包装の消費が多いと聞いてございます。一人当たりの使い捨てプラスチックの発生量は、米国に次いで2位ということで、わずかでも環境中に流れると、やはり海岸に漂着するごみの量もそれなりに多くなるのかなと思います。

実態把握については、今後とも、我々としても力を入れて取り組んでいきたいと考えてございます。

○兼廣座長 ジャンベックさんの見積もりは、かなり参考になるところはあると思います。やっぱり実量は幅がありますし、人口だとか河川の近傍にいる人、それから廃棄物の排出量であるとか、その回収処理の仕方とか、そういうものを基準にしていますので、各国の排出する量の割合については結構信頼できる部分があるかもしれない。実量は変動しているものだったほうがいだろうというふうには思います。

ほかにも、ご意見はいろいろあるかと思いますが、あと一、二あれば、はい。

○小島あずさ委員 数字のことについては、私は何とも申し上げられませんが、田中先生がおっしゃった、収集して処理した量以外の散乱というのが、きちんと日本ではまだ把握されていないと思うんですね。ポイ捨てとか不法投棄ということが言われますけれども、実際に私、毎日、朝、ごみを拾っています、住宅街で。そうすると、自治体の収集車が来るまでのごくわずかの間に、意外と荒天で散らかるとか、カラスが荒らすというところがあるんですよ。そういうまちの中の散乱というのはごくごく小さい点なんですけれども、そのうちのごく一部が雨や風で水路を通って、またごく一部が海まで来る。ただ、海の現場はあれほどひどい漂着状況になっているということで、日本のリサイクル率とか、収集から処理までのことがすぐれて非常に高い数値だということは私もわかっているんですけども、それでもなおかつ、意図しない、あるいはその対策をしているはずが、管理が徹底し切れていない結果、散乱するというものは相当量あるので、こういった実態を把握する必要もあるのではないかと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。

それでは、もうそろそろ意見も出尽くしたかと思いますが、一応用意した議題は2点もう終わりましたので、一応これからの内容については、ご質問等がなければ、今回の基本方針の改

定案について重要な議論をしていただいたということで、この議論をもとに今後まとめる方向に入っていきたいというふうに思います。

活発なご議論、ご意見をいろいろありがとうございました。まだまだ難しい問題がたくさんあって、理解も行き届かないところも皆さん多いと思うんですが、ぜひそういうところを生かして、今後につなげていただければというふうに思っております。

専門家会議として検討していただいた内容については、これで終わりたいと思いますので、事務局のほうにお返しいたします。

○矢野海洋環境室室長補佐 ありがとうございます。

本日は活発にご議論いただきましてありがとうございました。本日いただいたご意見、また先ほどお話しさせていただきましたが、別途、追加のご意見をいただく機会もつくらせていただきまして、それらも含めたご意見を踏まえて、これから政府の中で修正の作業を進めさせていただきたいと思います。

次回の会議で修正案について、改めてご説明させていただいて、またそこでのご議論をいただいた上で、基本方針の改定案について取りまとめをさせていただくという方向で進めさせていただければと思います。

次回の会議につきましては、また改めてご連絡させていただきますけれども、現在のところ、事前にお伝えしていますように、12月14日に開催する方向で進めさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ、お知らせさせていただきます。

事務局からは以上でございます。本日の会議は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時59分 閉会